

「月額表の甲欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について」の正誤表

「月額表の甲欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について」につきましては、次のとおり 1 ページの[税額計算の方法]の「2③」の注意書きの記載に誤りがありましたので訂正いたします。

(注) 下線部は、訂正箇所を示します。

正	誤
<p>(1 ページ)</p> <p><b>【税額計算の方法】</b></p> <p>③ 控除対象扶養親族に該当する人がいる場合には、第2表により求めた扶養控除の額</p> <p>(注) 所得者本人が障害者(特別障害者を含みます。)、<u>寡婦、ひとり親</u>又は勤労学生に該当する人については、その該当するごとに控除対象扶養親族が1人いるものとし、また、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに他に1人の控除対象扶養親族がいるものとします。</p>	<p>(1 ページ)</p> <p><b>【税額計算の方法】</b></p> <p>③ 控除対象扶養親族に該当する人がいる場合には、第2表により求めた扶養控除の額</p> <p>(注) 所得者本人が障害者(特別障害者を含みます。)、<u>寡婦(特別の寡婦を含みます。)</u>、<u>寡夫</u>又は勤労学生に該当する人については、その該当するごとに控除対象扶養親族が1人いるものとし、また、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに他に1人の控除対象扶養親族がいるものとします。</p>